

京都市告示第520号

京都市水路等管理条例第3条の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。
当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年1月4日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

| 整理番号 | 路線名 | 起 終 | 点 点 |
|------|--------------|--|--------|
| 1 | 七条御所ノ内水0001号 | 京都市下京区七条御所ノ内西町87番地先 京都市下京区七条御所ノ内西町87番地先 | |

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)